

利用規約

DiDi モビリティジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社がタクシー事業者等に対して提供するサービスに関し、タクシー事業者等のご利用条件（以下「本利用規約」といいます。）を以下のとおり定めます。

第1条（規約の適用）

1. 本利用規約は、当社とタクシー事業者等との間の当社が提供する本サービスの利用及び当社とタクシー事業者又はハイヤー事業者との間の運送サービス供給請負業務に関する諸条件を定めるものであり、タクシー事業者等が本サービスを利用する場合に適用されます。
2. タクシー事業者等から当社に提出された本サービスを利用するための当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）、別紙1の車両管理システムライセンス利用規約、別紙2の決済サービス利用規約及び別紙3の決済システム利用規約（運送サービス供給請負事業者）（別紙1から3を以下「個別利用規約」と総称し、本利用規約と個別利用規約を併せて「本利用規約等」といいます。また、別紙2及び別紙3を総称して「決済関連利用規約」といいます。）は、本利用規約の一部を構成するものとし、本利用規約、申込書及び個別利用規約の間で相違又は矛盾がある場合には、申込書、個別利用規約の順番で本利用規約に優先するものとしします。

第2条（定義）

本利用規約等における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供するプラットフォームサービス及びその上で提供される各アプリケーション及び当社ウェブサイトその他手段で提供するサービス並びに当社からタクシー事業者等に対する車両管理システム（DiDi Fleet Management Console、以下「本件システム」といいます。）に基づき提供されるサービス及び決済関連利用規約に基づき提供される決済関連サービス（但し、タクシーの配車又は運転代行のマッチングの依頼をした乗客が別紙2に定める「決済サービス」を利用しない場合は、当該決済関連サービスは「本サービス」に含まれません。）、その他当社が随時追加する関連システムに基づき提供されるサービス等の総称をいいます。
- (2) 「DiDi サービス」とは、「DiDi」、「DiDi」を含む名称又はその他の名称で当社が提供する運送車両の配車サービス、ハイヤー配車サービス及び自動車運転代行のマッチングに係るサービスをいいます。
- (3) 「タクシー事業者」とは、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、申込書を当社に提出して本サービスの利用を申し込んだタクシー事業を営む者で、かつ、当社が当該申込みを承諾したタクシー事業者を個別に又は総称していいます。
- (4) 「タクシー事業者（供給）」とは、タクシー事業者のうち、当社に対してタクシー大型車両の供給の業務を提供するタクシー事業者を個別に又は総称していいます。
- (5) 「ハイヤー事業者」とは、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、申込書を当社に提出して本サービスの利用を申し込んだハイヤー事業者で、かつ、当社が当該申込みを承諾したハイヤー事業者であって、当社に対してハイヤー供給の業務を提供するハイヤー事業者を個別に又は総称していいます。
- (6) 「運送サービス供給請負事業者」とは、タクシー事業者（供給）及びハイヤー事業者を個別に又は総称していいます。
- (7) 「自動車運転代行会社」とは、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、申込書を当社に提出して本サービスの利用を申し込んだ自動車運転代行会社で、かつ、当社が当該申込みを承諾した自動車運転代行会社を個別に又は総称していいます。

- (8)「事業者（タクシー・運転代行）」とは、タクシー事業者（但し、タクシー事業者（供給）を除きます。）及び自動車運転代行会社を、また、「自家用有償旅客運送事業者」とは、地方自治体、組合等又はそれらから委託を受けて自家用有償旅客運送事業を行う者を、「事業者（運送サービス供給請負以外）」とは事業者（タクシー・運転代行）及び自家用有償旅客運送事業者を、それぞれ個別に又は総称していいいます。
- (9)「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者（タクシー事業者（供給）を含みます。）、自家用有償旅客運送事業者、ハイヤー事業者又は自動車運転代行会社を個別に又は総称していいいます。
- (10)「管理者」とは、本件システム上で、当社に対して情報を提供し、当該情報を管理する権限をタクシー事業者等から付与された者をいいいます。
- (11)「ドライバー」とは、タクシー事業者等のドライバー（自動車運転代行の場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 5 項に定める運転代行業務従事者（代行運転 自動車の運転者に限ります。）を含みます。）を個別に又は総称していいいます。
- (12)「乗客」とは、本サービスを経由してタクシー事業者等に運送車両の配車サービス、ハイヤー配車サービス又は自動車運転代行等を注文し、当該注文がタクシー事業者等により承諾され、乗車した個人又は法人の従業員等（本サービス等に係るサービスの提供を受ける者がその注文した者と異なる場合の第三者を含みます。）又は本サービスによらずタクシー会社等が提供する運送サービスを利用し、当社が指定する方法により本決済サービスを利用してその運賃等を支払った者を個別に又は総称していいいます。
- (13)「関係者」とは、当社又はタクシー事業者等（以下、両者を併せて「当事者」といいます。）を直接的又は間接的に支配し、若しくは当事者により支配される者、及び当事者と共同の支配下にあるその他の者をいいいます。「支配」（「により支配される」及び「と共同の 支配下にある」という場合を含みます。）とは、ある者の経営又は方針を指図する又は指図 させる権限を直接的又は間接的に保有することをいいいます（株式若しくはパートナーシップ 又はその他の持分の保有を通じたもの、契約、役員の選任その他の方法によるものかを問い ません。）。
- (14)「管理者アカウント」とは、本件システム上の管理者のアカウントをいいいます。
- (15)「アカウント情報」とは、タクシー事業者等が本サービスを受けるために必要なタクシー事業者等及びドライバーの ID、パスワード等をいいいます。
- (16)「タクシー事業者等情報」とは、タクシー事業者等に所属するドライバー又は担当者等の氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報、タクシー事業者等が本サービスを利用する上 で当社が取得した情報をいいいます。
- (17)「メーター」とは、タクシー事業者等の運送車両、ハイヤー車両若しくは随伴用自動車等に設置する料金メーターシステム又はその他の機器（タブレット端末及び車両に設置されたビーコン装置を含みますが、これらに限定されません。）をいいいます。
- (18)「メーター情報」とは、メーター内で作成・保有される運行運賃等の各種情報を個別に又は総称していいいます。
- (19)「データ連携」とは、メーターと本件システムを接続することにより、メーター情報と本件システムの情報を相互に連携させることをいいいます。
- (20)「運送車両」とは、タクシー車両又は道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送（以下「自家用有償旅客運送」といいいます。）若しくは同条第 3 号に基づくタクシー会社による自家用車活用事業（以下「自家用車活用事業」といいいます。）で使用される車両を個別に又は総称していいいます。

第 3 条（通信環境等）

本サービスの利用に必要な通信機器、通信回線等の準備に係る費用及び通信料等は、全てタクシー事業者等が負担するものとします。

第4条（利用契約）

1. タクシー事業者等は、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、本サービスの利用申込みを行い、当社により当該申込みを承諾する旨のメールがタクシー事業者等から届け出られたメールアドレスに到達した時点又はアカウント情報がタクシー事業者等に発行された時点で、本利用規約等に同意したものとみなされ、当社とタクシー事業者等の間で本利用規約等に定める内容の契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
2. 本サービスの利用を希望する者は、本利用規約等の内容を確認し、承諾した上で本サービスを利用するものとします。
3. タクシー事業者等は、第25条第1項の規定にかかわらず、当社との間で締結された契約条件、利用台数、振込先口座等の変更を希望する場合には、毎月の最終営業日の5営業日前までに当社所定の方法に従い届け出るものとします。なお、当該変更後の条件は、届出がなされた日が属する月の翌月1日より適用されるものとします。

第4条の2（利用契約に基づく運送サービスの提供）

1. 運送サービス供給請負事業者は、当社が指定する時間において、当社が指定する乗客に対して、当社が指定する車両により、運送サービスを提供するものとします。
2. 運送サービス供給請負事業者は、本件システムにより配車を依頼された場所及び時間に配車が可能であり、本件システムにより表示された目的地まで乗客を運送することが可能な場合には、本件システムを通じて配車が可能である旨を当社及び乗客に通知するものとし、当該場所及び時間に配車し、乗客を当該目的地に運送するものとします。
3. 乗客が目的地を変更する旨申し出た場合には、運送サービス供給請負事業者は可能な範囲でそれに従うものとします。
4. タクシー事業者（供給）は、当社が指定する乗客に対してタクシー大型車両による運送サービスを受注型企画旅行として提供する場合には、当該タクシー大型車両のメーターは表示せず、スーパーサインは貸切と設定する等、当社による乗客へのタクシーサービスの手配と区別が明確になるようにするものとする。

第5条（当社からの通知）

1. 本サービスに関し、当社からタクシー事業者等に対する通知は、別段の定めがある場合を除き、電子メールの送信、当社ウェブサイトへの掲示、その他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 当社は、電子メールの送信によって前項の通知を行う場合、第4条（利用契約）に基づいて届け出られたメールアドレスに発信したことをもって、タクシー事業者等又は本サービスの利用を申し込んだ者への通知がなされたものとみなします。
3. 当社は、当社ウェブサイトへの掲示によって第1項の通知を行う場合、当該通知が当社ウェブサイトに掲示され、閲覧することが可能となったときをもって、タクシー事業者等への通知がなされたものとみなします。

第6条（アカウント情報の管理）

1. タクシー事業者等は、管理者アカウント及びアカウント情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、第三者が閲覧できるような方法による管理を行わないものとします。
2. タクシー事業者等は、管理者アカウント及びアカウント情報を第三者に利用させ、又は、譲渡、貸与、質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。なお、当社は、管理者アカウント及びアカウント情報を用いた行為は、当該アカウントを保有するタクシー事業者等によりなされた行為とみなすことができます。

3. タクシー事業者等は、本件システムの管理者アカウントを1つに限り保有することができま
す。但し、タクシー事業、ハイヤー事業、自家用有償旅客運送事業及び自家用車活用事業の
うち2以上の事業において本サービスを利用するタクシー事業者等は、各事業ごとに本件シ
ステムの管理者アカウントを1つ保有するものとします。
4. タクシー事業者等は、管理者アカウント及びアカウント情報の紛失又は盗難があった場合な
いし第三者に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従
うものとします。

第7条（支払い）

1. 乗客が DiDi サービスを通じて当社に運送車両（但し、自家用車活用事業で使用する車両及
びタクシー事業者（供給）によるタクシー大型車両を除きます。）の配車依頼をし、当社が当
該乗客に運送サービスの提供を受けることができるよう手配をした場合、当該乗客は、運賃及
び旅行代金等（運賃、待機料金、迎車料金、高速料金、駐車場料金、観光ガイド料その他の運
送サービス及び旅行代金等の対価をいいます。以下同じです。）の支払について、別紙2に定
める「決済サービス」（以下「本決済サービス」といいます。）を利用することも利用しない
ことも選択することができ、タクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者はこれに同意の
上、本サービスを利用します。かかる乗客が本決済サービスを利用する場合には、別紙2「決
済サービス利用規約」が適用され、当社が代理受領した運賃等のタクシー事業者及び自家用有
償旅客運送事業者に対する支払い並びにタクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者による
本決済サービスの利用の対価の支払いは、全て本決済サービスを通じて行うものとし、タクシ
ー事業者及び自家用有償旅客運送事業者は、これらの必要な決済手続きを行うものとします。
また、これを利用しない場合において、DiDi サービス上で事前に提示した当社所定の手数料が
ある場合（以下「DiDi 手数料」といいます。）、タクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業
者は、乗客が支払うべき DiDi 手数料を当社に代わって、別途当社所定の方法により徴収の上、
当社に対して支払うものとします。なお、この場合、当社は、当社所定の基準に基づいて、タ
クシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者に対して代行回収手数料を支払うものとします。
当社は、DiDi 手数料を当社が支払うべき運賃等及び代行回収手数料と相殺できるものとしま
す。
2. 乗客が DiDi サービスを通じて当社に自家用車活用事業による配車又は自動車運転代行を依頼
し、当社が当該顧客に運送サービスの提供を受けることができるよう手配した場合、当該乗客
による運賃等の支払いは、全て本決済サービスを通じて行うものとし、事業者（タクシー・運
転代行）はこれに同意の上、本サービスを利用します。その場合には、別紙2「決済サービス
利用規約」が適用され、当社が代理受領した運賃等の事業者（タクシー・運転代行）に対する
支払い及び事業者（タクシー・運転代行）による本決済サービスの利用の対価の支払いは、全
て本決済サービスを通じて行うものとし、事業者（タクシー・運転代行）は、これらの必要な
決済手続きを行うものとします。
3. 乗客が DiDi サービスを通じて当社にタクシー大型車両又はハイヤーの配車依頼（受注型企画
旅行の依頼）をした場合、当該乗客による当社に対する旅行代金の支払い、また、当社から運
送サービス供給請負事業者に対する当該受注型企画旅行に基づく運送サービス供給請負業務に
対する対価（以下「運送サービス供給請負業務対価」といいます。）の支払い及び運送サービ
ス供給請負事業者から当社に対するサービス利用料及び決済システムの利用の対価の支払い
は、全て別紙3に定める「本件決済システム」を通じて行うものとし、運送サービス供給請負
事業者はこれらの必要な決済手続きを行うものとします。
4. 乗客が、DiDi サービスによらずタクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者が提供する運
送サービスを利用し、当該タクシー等の車内で、当社所定の QR コードを対応端末で読み取り、
当該運送サービスに係る運賃等の支払いをした場合、別紙2「決済サービス利用規約」が適用
され、当社が代理受領した運賃等のタクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者に対する支
払い並びにタクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者による本決済サービスの利用の対価

の支払いは、全て本決済サービスを通じて行うものとし、タクシー事業者及び自家用有償旅客運送事業者は、これらの必要な決済手続きを行うものとしします。

5. 前各項に定めるもののほか、本サービスの利用に係る運賃、料金、キャンセル料等の支払いに関する事項については、個別利用規約、申込書その他の文書に別途定めるものとしします。

第8条（知的財産権等）

1. 本サービスに関連して当社がタクシー事業者等に対して提供する資料等並びに本件システム、その開発品及び派生物に関する知的財産権（特許権、商標権、商号、意匠権、著作権、発明、標章、考案、技術、設計、スキーム、ノウハウ、営業秘密を含みますが、これらに限られません。）その他の一切の権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、当社又は当該権利を有する第三者に帰属するものとしします。
2. 当社は、本サービスの提供に利用する本件システム、DiDi サービス等が第三者の知的財産権その他権利を侵害していないこと等について一切保証しないものとしします。
3. タクシー事業者等は、当社が DiDi サービスにおいてタクシー事業者等を乗客に表示する目的、及び当社が公式ウェブサイトその他の媒体において、タクシー事業者等が本サービスの利用者であること表示する目的を達成するために必要な範囲で、タクシー事業者等の名称及びロゴ等について、複製、修正、翻案、翻訳等を行うための非独占的、ロイヤルティフリー、永続的、取消不能、譲渡及び再許諾可能なライセンスを当社に与えます。
4. タクシー事業者等は、データ連携の方法により、当社に対して、メーター情報をダウンロード、コピー、複製、修正、翻案、翻訳又はその他の方法で利用するための非独占的、ロイヤルティフリー、永続的、取消不能、譲渡及び再許諾可能なライセンスを当社に与えます。

第9条（タクシー事業者等の保証及び義務）

1. タクシー事業者等は、当社に届け出た情報及び資料等が真実かつ正確であることを保証します。
2. タクシー事業者等は、管理者によって提供された情報及び資料等が真実かつ正確であり、管理者アカウントによる全ての活動に責任を負うことを保証します。
3. タクシー事業者等は、管理者アカウント及びアカウント情報の使用に係る権利を第三者に譲渡、移転、又は使用許諾を行わないことを保証します。
4. タクシー事業者等は、道路運送法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の適用ある法令（通達を含みます。以下同じです。）に基づく許認可を有効に取得・維持し、かつ、許認可の条件を遵守していること、また、本サービスの利用による乗客の運送が適法に認可を受けた事業計画に適合し、かつ、運賃等又はハイヤー料金は認可されたものであること（事前確定運賃の場合には運賃の算定方法及び走行予定ルートの変更等における取扱いが法令に従った取扱いであることを含みます。）を保証し、かつ、将来にわたってもこれらを継続することを確約するものとしします。
5. タクシー事業者等は、ドライバーがタクシー事業者等と雇用契約を締結したタクシー事業者等の従業員であり、かつ、法令上必要な免許を有するものであることを保証します。
6. タクシー事業者等は、ドライバーに対して、タクシーサービス（自家用有償旅客運送及び自家用車活用事業によるサービスを含みます。以下同じです。）、ハイヤーサービス及び運転代行サービス（以下「タクシーサービス等」と総称します。）の提供中、道路交通法その他の法令、ガイドライン並びに諸規程等を遵守させることを保証します。
7. タクシー事業者等が本サービスの利用に際して提供する車両及び本件システムに登録した車両は、タクシー事業者等が所有する、保有する又は使用する権限のある車両であり、運送車両、ハイヤー及び随伴用自動車に係る法令及び道路運送車両法の保安基準、道路運送法に基づく許認可の条件その他の基準を満たすことを保証し、かつ、将来にわたってもこれらを継続することを確約するものとしします。

8. タクシー事業者等は、本件システムの利用にあたり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守することを保証し、当社所定のプライバシーポリシーの内容及び当社にドライバーその他担当者等の個人情報が提供されることについて、ドライバーその他担当者等本人の同意を事前に取得するものとします。
9. タクシー事業者等は、タクシー事業者等が使用し、又は第 8 条第 4 項に基づき当社に提供するメーター情報が、第三者の特許権、著作権、商標権等一切の知的財産権を侵害していないことを表明し保証します。
10. タクシー事業者等は、ドライバーに対して、DiDi サービス利用規約（ドライバー用）その他ドライバーに適用される規約を遵守させることを保証します。
11. タクシー事業者等は、乗客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対して、速やかに対応を行わなければならないものとします。
12. タクシー事業者等は、本サービスの提供の前に、法令に基づきタクシー事業者等に求められる条件以上の自動車任意保険、受託自動車共済及び交通事故共済を付保するものとし、それらに係る保険証券、受託自動車共済契約証書及び交通事故共済証書の写しを当社に提出します。

第 10 条（事業者（運送サービス供給請負以外）の責任）

1. 本サービスの利用に伴い、又は本サービスの利用に関連して、事業者（運送サービス供給請負以外）又はドライバー（事業者（運送サービス供給請負以外）のドライバーをいいます。以下、本条において同じです。）が第三者（乗客を含みますが、これに限りません。以下、本条において同じです。）に対して損害を与え、第三者からクレーム等を受け、その他第三者との間で紛争、トラブル等が発生した場合、事業者（運送サービス供給請負以外）は、自己の責任と費用において当該紛争、トラブル等の解決を図るものとし、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。
2. 事業者（運送サービス供給請負以外）又はドライバーが、本利用規約等に違反することにより、又は本サービスに関する行為により、当社、ドライバー又は第三者に損害を与えた場合、事業者（運送サービス供給請負以外）は、当社、ドライバー又は当該第三者に対して、一切の損害（訴訟費用及び弁護士費用を含みますが、これらに限りません。）を賠償するものとします。

第 10 条の 2（運送サービス供給請負事業者の責任）

1. 運送サービス供給請負事業者は、本利用規約等に関連して、運送サービス供給請負事業者又はドライバー（運送サービス供給請負事業者のドライバーをいいます。以下、本条において同じです。）が乗客に対して損害を与え、当社が乗客からクレーム等を受け、その他当該乗客との間で紛争、トラブル等が発生した場合、当社による当該紛争、トラブル等の解決に必要な協力をするものとし、また、当社に損害（訴訟費用及び弁護士費用を含みますが、これらに限りません。以下、本条において同じです。）が生じた場合には、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除いて、直ちに当社に当該損害を賠償するものとします。
2. 運送サービス供給請負事業者は、本利用規約等に関連して、運送サービス供給請負事業者又はドライバーが第三者（乗客を除きます。以下、本条において同じです。）に対して損害を与え、第三者からクレーム等を受け、その他第三者との間で紛争、トラブル等が発生した場合、運送サービス供給請負事業者は、自己の責任と費用において当該紛争、トラブル等の解決を図るものとし、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。それにより当社に損害が生じた場合には、運送サービス供給請負事業者は、直ちに当社に損害を賠償するものとします。
3. 運送サービス供給請負事業者又はドライバーが、本利用規約等に違反することにより、又は本サービスに関する行為により、当社、ドライバー又は第三者に損害を与えた場合（ドライ

パー又は第三者から当社が損害賠償請求をされた場合も含みますが、これに限りません。）、運送サービス供給請負事業者は、当社、当該ドライバー又は第三者に対して、一切の損害を賠償するものとします。

第 11 条（禁止事項）

タクシー事業者等は本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならず、ドライバーをして行わせないものとします。

- (1) 本サービスをタクシー事業者等以外の第三者に利用させること
- (2) 乗客を乗せる目的以外の目的で、本サービスを利用すること
- (3) 管理者アカウント及びアカウント情報を不正に使用すること
- (4) 当社及び第三者の知的財産権等を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (6) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 詐欺、業務妨害等犯罪行為、又はこれを勧誘若しくは扇動する行為
- (8) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は第三者に不当に不利益を与えるおそれのある行為
- (9) 本サービスの利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (10) 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、アプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為
- (11) 本サービスについて虚偽又は誤認を生じさせるような情報等を、インターネット上に掲載し、又はその他の手段により不特定多数の第三者が閲覧可能な環境に置くこと
- (12) 本サービスに関して当社が提供するアプリケーション以外の手段で、本サービス又は提供コンテンツにアクセスする行為又はアクセスを試みる行為、又は当社が事前に承諾した場合を除き、本サービスを広告宣伝、マーケティング等の目的で利用する行為
- (13) 本サービスを利用した選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (14) 当社の事前の同意を得ずに当社アプリケーションをインストールした端末を利用する行為（当社貸与以外の端末の利用をお断りする場合があります。）
- (15) 本利用規約等に違反する行為
- (16) その他当社が不適当と判断する行為

第 12 条（当社の免責等）

1. 当社は、本サービスの提供について、完全性、適時性、確実性等いかなる事項についても保証しません。
2. 当社は、本サービスの内容について、正確性、最新性、完全性、有用性、安全性、特定の目的への適合性、合法性等いかなる事項についても保証しません。
3. 当社は、タクシー事業者等の端末が、本サービスの利用に適さない場合であっても、本サービスの変更、改変等、当該利用に適するように対応する義務を負わないものとします。
4. 当社は、別途規定する場合を除き、本サービスの中断、停止、廃止、利用の制限、変更、アカウント情報の漏洩、不正使用等、その他本サービスに関してタクシー事業者等、ドライバー又は第三者に損害を与えた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 13 条（本サービスの中断）

当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスの全部又は一部を、タクシー事業者等への予告な

く中断できるものとします。

- (1) 定期的又は緊急に、本サービスの提供のためのシステム又は電気通信設備の保守、メンテナンス、点検、修理等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、法令の制定改廃その他不可抗力等の非常事態が発生し、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (4) 本サービスの提供のためのシステムの不良及び第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (5) 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (6) 第三者が提供するサービスの停止又は終了（保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含みますが、これらに限りません。）により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (7) 当社がデータの改ざん、ハッキング等を受け、本サービスの提供を継続すれば、タクシー事業者等、ドライバー又は第三者が著しい損害を受ける可能性がある場合
- (8) 当社が管理する機器に想定外の負荷が掛かり、正常なサービスを提供することが困難になった場合、又はやむを得ない障害が発生した場合
- (9) その他当社が本サービスの提供を中断する合理的必要性があると判断した場合

第 14 条（利用の停止）

タクシー事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの通知、催告又は理由の開示なしに、当該タクシー事業者等に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。

- (1) 本サービスの利用において第 11 条（禁止事項）の各号いずれかに該当するとき
- (2) タクシー事業者等が当社に対する本サービスの利用に係る料金等の支払いを怠ったとき
- (3) 前各号のほか本利用規約等のいずれかの規定に違反したとき

第 15 条（本サービスの廃止、利用の制限及び変更）

1. 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全てのサービスを廃止することができるとし、当該廃止されたサービスについて、本契約は、終了するものとします。
2. 当社は、当社の設備に過大な負荷が発生する場合等、当社が必要と判断する場合、事前の通をすることなくタクシー事業者等による本サービスの利用を制限できるものとします。
3. 当社は自らの判断によりタクシー事業者等にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部又は一部の変更又は追加ができるものとします。

第 16 条（第三者への委託）

当社は本サービスの全部又は一部について、当社の責任において第三者に委託することができるものとします。

第 17 条（タクシー事業者等情報の利用）

当社は、タクシー事業者等に係る情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令並びに当社が別途定めるプライバシーポリシー等に従って取り扱うものとし、タクシー事業者等はこれに同意するものとします。

第 18 条（秘密保持）

1. 「秘密情報」とは、本利用規約等の内容、当社からタクシー事業者等に対して開示される当

社の技術情報、営業情報、当社の製品に関する情報及びノウハウその他一切の情報（文書、電子ファイル、口頭その他の媒体の如何を問いません。）をいいます。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示時点でタクシー事業者等が守秘義務を負うことなく既に保有していた情報であって、そのことを開示前におけるタクシー事業者等のファイル及び記録により証明することができる情報
- (2) 開示した時点で既に公知となっていた情報
- (3) 開示した後に、タクシー事業者等の不適切な不作為又は作為によることなく公知となった情報
- (4) 当社が開示について事前に書面で承諾した情報

2. タクシー事業者等は、本サービスの利用以外の目的で、秘密情報を一切使用しないことに同意します。
3. タクシー事業者等は、当社から書面により事前の承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示しないものとします。但し、本サービスの利用のために知る必要のある必要最小限の自己の従業員及びコンサルタント（以下「従業員等」といいます。）に対しては、本利用規約等に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を書面にて遵守させることを条件として、秘密情報を開示することができます。タクシー事業者等は、従業員等による秘密保持義務違反について一切の責任を負い、当社が支出する一切の費用及び当社が被る一切の損害（訴訟費用及び弁護士費用を含みます。）について補償するものとします。
4. 法令、裁判所又は行政機関等の命令等により秘密情報の開示が要求された場合には、差止請求又はこれに相当する措置を講ずることができるよう、事前に当社に対してその旨を通知するとともに、開示する秘密情報の範囲を最小限にとどめ、法令上可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとします。
5. 本条におけるタクシー事業者等の秘密保持義務は、本契約の終了後も存続するものとし、本終了後3年間継続するものとします。
6. タクシー事業者等は、本契約が終了した場合又は当社から要請があった場合には、当社の指示に従い、開示された秘密情報並びにその複製物及び複写物の全てを当社に返還し、又は廃棄しなければならないものとします。

第19条（本契約の解約）

1. タクシー事業者等は、別途当社が定める手続きに従い、本契約を解約することができます。
2. 本契約が解約された場合、本利用規約等も自動的に終了するものとします。
3. 個別利用規約のみの解約については、個別利用規約その他の文書にて別途定めるものとします。

第20条（当社が行う本契約の解除）

1. 当社はタクシー事業者等に、民法第542条に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの事前の通知、催告を要せずして本契約を解除することができます。
 - (1) 本利用規約等に違反し、相当な期間を定めた催告がなされたにもかかわらず、なおその違反状態が是正されないとき
 - (2) 本利用規約等に関する重大な違反、背信行為があったとき
 - (3) タクシー事業者等が当社に届け出た事項が事実と異なるとき（届出時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）
 - (4) タクシー事業者等がその責に帰すべき事由により過去に当社との間の取引に関連する契約を

解除されたことが判明したとき又は当社が提供する他のサービスについて利用契約が解除され若しくは過去に解除されたことが判明したとき

- (5) 監督官庁より営業停止・免許取消等の処分を受けたとき
 - (6) 支払いを停止したとき、又は手形若しくは小切手の不渡りが1回でも発生したとき
 - (7) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算若しくは会社更生の申立てがあったとき
 - (8) 事業の廃止若しくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (9) タクシー事業者等の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき
 - (10) 合併の決議をしたとき（事業内容が実質的に変わらない場合を除きます。）
 - (11) 正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき
 - (12) 第23条に違反したとき
 - (13) その他、本契約の継続を困難とする事由が発生したとき
2. タクシー事業者等が前項各号のいずれかに該当した場合、タクシー事業者等は当然に期限の利益を喪失し、何らの催告なく当社に対して一切の債務を直ちに履行しなければならないものとします。
3. 本条第1項第5号ないし第10号の規定は、同各号に該当する事由につき、当社の責に帰すべき事由がある場合にも、その行使及び効力を妨げられません。
4. 当社は、前各項の規定にかかわらず、解約を希望する日の30日前までに、タクシー事業者等に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第21条（監査権）

1. 当社は、本契約、本件システム及びその使用に関連して、タクシー事業者等の事業所に立ち入り、本利用規約等及び本契約の履行状況（管理者アカウント及びアカウント情報の管理の状況を含みますが、これらに限りません。）、帳簿及び記録を検査及び監査する権利（以下「監査権」といいます。）を有するものとします。
2. 当社は、本契約期間中及び本契約終了後1年間、タクシー事業者等に対する5営業日前の通知をもって、監査権を行使する権利を有するものとします。
3. 本条に定める検査及び監査は、タクシー事業者等の事業活動を不当に妨げるもののないよう、タクシー事業者等の通常の営業時間中に実施されるものとします。
4. 検査又は監査の結果、タクシー事業者等が当社に支払うべき事業者受領手数料その他の費用を過少に支払っていたことが判明した場合、当社は、当該検査又は監査の終了後、当該過少支払相当額に遅延損害金を加算した金額について、請求書を作成の上、請求するものとし、タクシー事業者等は、当該金額を速やかに支払わなければならないものとします。
5. タクシー事業者等が前項の費用又はその他本契約に基づき発生した債務を所定の期日までに支払わない場合には、当社はその債務に対し、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第22条（存続条項）

本利用規約等において別途定める条項のほか、第9条（タクシー事業者等の保証及び義務）、第10条（事業者（運送サービス供給請負以外）の責任）、第10条の2（運送サービス供給請負事業者の責任）、第12条（当社の免責等）、第23条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、第24条（不可抗力等）、第29条（合意管轄）、第30条（準拠法等）、第31条（協議条項）の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 23 条（反社会的勢力に該当しないことの保証）

1. 当社及びタクシー事業者等は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証します。
 - (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第 1 号に規定する行為。）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問いません。）が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己、若しくは第三者（ドライバーを含みます。以下、本項及び次項において同じです。）の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 当社及びタクシー事業者等は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行わないものとします。
 - (1) 相手方又は第三者に対する暴排法第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方又は第三者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (5) 反社会的勢力と法令上の義務に基づかず取引をし、又は取引関係を継続する行為
3. 当社及びタクシー事業者等は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」といいます。）に対しても、前二項の規定を遵守させる義務を負うものとします。
 - (1) 当社及びタクシー事業者等間の取引に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者
 - (2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者
 - (3) 前二号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者（下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含みます。）
4. 当社及びタクシー事業者等は、自ら又は自己の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
5. 当社及びタクシー事業者等は、相手方に対して、相手方又は相手方の委託先等による第 1 項及び第 2 項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができます。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
6. 当社及びタクシー事業者等は、相手方又は相手方の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社及びタクシー事業者等間で締結された全ての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができます。
7. 前項の規定により、相手方から当社及びタクシー事業者等間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社及びタクシー事業者等は、当該相手方に対して、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損

害及び費用の一切の請求をしないものとします。

8. 当社及びタクシー事業者等は、第6項の規定により当社及びタクシー事業者等間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第24条（不可抗力等）

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定改廃、公権力による命令処分、争議行為、輸送機関若しくは通信回線の事故、その他当社の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行について、当社は責任を負わないものとします。

第25条（届出事項の変更）

1. タクシー事業者等は、次の各号その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社に対して、変更された事項を速やかに書面又は当社が別途定める方法により届け出るものとします。
 - (1) 法人の名称又は商号
 - (2) 代表者
 - (3) 本店又は主たる事業所の所在地
 - (4) 電話番号又はメールアドレス
2. タクシー事業者等が前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知、送付書類等が延着又は到着しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、前項の届出がなされなかったことによりタクシー事業者等に生じた不利益又は損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第26条（本利用規約等の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により、本利用規約等を変更することができるものとします。
2. 当社は、本利用規約等を変更する場合、変更後の本利用規約等の内容について、電子メールの送信、当社ウェブサイト又はアプリケーションへの掲示、その他当社が適当と認める方法により、将来に向けた効力発生日と併せて通知又は公表するものとします。
3. 本利用規約等の変更後に本サービスを利用した場合、タクシー事業者等は、変更後の本利用規約等に同意したものとみなします。なお、変更後の本利用規約等の内容は、その告知又は通知の方法如何にかかわらず、本利用規約等の一部を構成するものとみなされます。

第27条（本利用規約等の有効性）

1. 本利用規約等の一部の規定が法令に基づいて無効と判断されても、本利用規約等のその他の規定は有効とします。
2. 本利用規約等の全部又は一部の規定が、あるタクシー事業者等との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本利用規約等はその他のタクシー事業者等との関係では有効とします。

第28条（権利義務の譲渡禁止）

1. タクシー事業者等は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、又は引き受けさせることはできないものとします。
2. タクシー事業者等は、本利用規約等に別段の定めがある場合を除いて、当社の書面による事前の承諾なしに、本契約に関して生じた権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。
3. 当社は、本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合（会社分割、その他の組織再編に伴い事業が移転する場合を含みます。）には、当該事業譲渡に伴い本契約における地位、本契約に基づく権利義務並びにタクシー事業者等の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することがで

きるものとし、タクシー事業者等は、かかる譲渡につきあらかじめ同意したものとしします。

第 29 条（合意管轄）

本サービス及び本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 30 条（準拠法等）

1. 本利用規約等及び本契約の成立、履行、解釈その他本サービスに関する準拠法は、日本法とします。
2. 本利用規約等及び本契約は日本語を正文とし、他の言語に翻訳された場合において日本語版と翻訳版の齟齬等が生じた場合には、日本語版が優先するものとしします。

第 31 条（協議条項）

タクシー事業者等及び当社は、本利用規約等に定めのない事項及び本利用規約等の条項の解釈に関して疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上、これを円満に解決するものとしします。

2018 年 9 月 3 日制定

2018 年 12 月 5 日改定

2019 年 4 月 1 日改定

2019 年 9 月 12 日改定

2020 年 3 月 1 日改定

2020 年 4 月 10 日改定

2020 年 7 月 13 日改定 対価

2020 年 10 月 30 日改定

2022 年 5 月 1 日改定

2024 年 6 月 4 日改定

2025 年 9 月 5 日改定

2026 年 8 月 19 日改定

【別紙】

別紙 1 車両管理システムライセンス利用規約

別紙 2 決済サービス利用規約

別紙 3 決済システム利用規約（運送サービス供給請負事業者）

【別紙１】

車両管理システムライセンス利用規約

第１条（定義）

車両管理システムライセンス利用規約（以下「本規約」といいます。）において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとし、本規約において定義のない用語については、本サービスに係る利用規約の定義に従うものとします。

- (1) 「使用説明書」とは、本件システムの操作方法を説明する一切の文書及び資料をいいます。
但し、当社が使用説明書について、修正又は変更等を行った場合には、修正又は変更等を行った後の使用説明書をいいます。
- (2) 「サービス利用料」とは、ライセンス期間中の本件システムの利用の対価として、タクシー事業者等から当社に対して支払われる料金をいいます。
- (3) 「ライセンス期間」とは、本件システムのライセンスの有効期間をいいます。

第２条（ライセンスの範囲）

1. 当社は、タクシー事業者等に対して、ライセンス期間中、個人的、非独占的、譲渡不能（本契約で別途権限を付与される場合を除きます。）かつ再許諾不能の以下の各号に掲げる権利（以下「ライセンス」といいます。）を許諾し、タクシー事業者等はこれを受諾します。
 - (1) 授權した管理者に対して、本件システムへのアクセス権を付与する権利
 - (2) 本件システムを利用する権利（本件システム上で、タクシー事業者等の会社情報、車両情報の管理及び登録、ドライバー情報の管理及び登録、売上記録等を確認する権利を含みますが、これらに限りません。）
2. タクシー事業者等は、本件システムのインストール及び操作に必要な適切なオペレーティングシステム、操作環境、ライセンス等及びハードウェアを自己の費用と責任で整備しなければならないものとします。

第３条（禁止事項）

1. 本契約により明確に別途授權される場合を除き、タクシー事業者等は、本件システムの全部又はその一部の複製、修正、再許諾、販売、配布、移転、改ざん、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、ソースコードの引き出し・取得を行い、又はこれらを試みてはならないものとします。
2. タクシー事業者等は、本件システムの全部又はその一部を組み込んだ二次的著作物を修正、改良、又は作成してはならないものとします。
3. タクシー事業者等は、第三者に対する商業タイムシェアリング、レンタル、シェア、又はサービスを営む目的で本件システムを利用してはならないものとします。
4. タクシー事業者等は、本件システムに添付され、含まれ、又は内蔵される著作権の表示、商標、ロゴ、その他の所有権又は制限の表示（以下「所有権の表示等」と総称します。）若くは履歴を除去及び／又は改変してはならないものとします。
5. タクシー事業者等は、本件システム及び当社が作成又は提供する資料等の全部又は一部に表示された所有権の表示等を複製又は複写してはならないものとします。

第４条（サービス利用料）

1. タクシー事業者は、当社に対して、申込書に規定する利用料率を基準金額に乗じて計算されるサービス利用料を支払うものとします。
2. 基準金額は、運賃等をいい、当社が付与する割引クーポンが適用された金額、車種指定料金を含まないものとします。
3. 自家用有償旅客運送事業者、自動車運転代行会社及び運送サービス供給請負事業者は、当社に

対して、申込書に規定された金額をサービス利用料として支払うものとします。

4. タクシー事業者等は、サービス利用料及び消費税等相当額を毎

月末締め翌月末日までに、当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、事業者（運送サービス供給請負以外）の負担とします。但し、当社は、サービス利用料を当社が事業者（運送サービス供給請負以外）に支払うべき運賃等と相殺できるものとし、当該相殺をもって事業者（運送サービス供給請負以外）によるサービス利用料の支払とみなすことができるものとします。

第5条（当社の保証及び責任制限）

1. 当社は、ライセンス期間中、本件システムの各構成部分のうち重要な部分が使用説明書に従って機能することに限り保証します。

2. 当社は、本件システムの構成部分のうち重要な部分に不適合があると判断した場合、前項に定める限定的な保証に基づき、当該部分が使用説明書に従って機能するよう当該部分に限り無償で修理を行うものとし、当社は、それ以上の責任を負わないものとします。

3. 前二項に定める保証は、次の各号のいずれかに起因する機能不全又はサービスの不具合に関する修理には適用されないものとします。

(1) 当社により承認されていない人員が本件システムを扱った場合

(2) 当社の書面による事前の承諾なく、本件システムの改変、修理又は変更を行った場合

(3) 本件システム（タクシー事業者等の一切のシステムを含みますが、これに限りません。）と当社以外の製品、プログラム又はデータとの組み合わせ又は統合を行った場合。但し、使用説明書に従って行われた場合を除きます。

(4) 本件システムのインストール、操作又は保守等に関する当社の指示に従わない行為を行った場合

(5) 当社が本件システムの使用中止を指示した後、本件システムを使用した場合

(6) 本利用規約等の各条項、使用説明書又は当社の指示に違反して本件システムを使用した場合

(7) 本件システムの変更又は更新が可能となったにもかかわらず、タクシー事業者等が変更又は更新を行わなかった場合

(8) 本件システムの誤使用、不正使用、事故又は悪用が行われた場合

(9) 火災、爆発、落雷、電力サージ、停電、水害又はストライキ等の不可抗力に起因する場合

4. 当社は、前項各号に定める事由に起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、(i) 本件システムがタクシー事業者等の要求を満たすこと、及び(ii) 本件システムの操作が中断されない又はエラーのないことを保証しないものとします。

6. 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、当社、関係者、及び当社又は関係者の従業員、役員、取締役、株主及び代理人（以下「関連当事者」といいます。）は、タクシー事業者等に対して、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、付随的損害、間接損害、特別損害、派生的損害、逸失利益、又は種類を問わない収益に関する損害、データ喪失に関する損害、その他のソフトウェアに対する損害、コンピューターの故障、不具合又は非稼働時間に関する損害について、当社及び／又はその関連当事者が当該損害の可能性について認識していたか又は不認識について不注意があったかにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は、タクシー事業者等によるタクシーサービス等の提供中にタクシー事業者等、ドライバー又は乗客が負う可能性がある損害について責任を負わないものとし、タクシー事業者等によるタクシーサービス等の提供に関連してタクシー事業者等、ドライバーと乗客の間で紛争が生じた場合、タクシー事業者等は、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。

8. 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、当社及び／又はその関連当事者の事業者（運送サービス供給請負以外）に対する責任限度額（本件システム又は本契約に関連する全ての責任を含みますが、これに限りません。）は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、事業者（運送サービス供給請負以外）による請求の直前の12ヶ月間に、本契約に基づき事業者（運送サービス供給請負以外）が当社に支払ったサービス利用料の総額の範囲内に限定されるものとします。
9. 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、当社及び／又はその関連当事者は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、本件システム又は本契約に関連する全ての事項について、運送サービス供給請負に対して一切責任を負わないものとします。

第6条（ライセンス期間及び解除）

1. ライセンス期間は、申込書又は申込書その他の文書等にて別途定めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、両当事者が本契約を終了することに書面で合意した場合、当該書面に記載された本契約終了日に本契約は終了するものとします。当該書面に本契約終了日の記載がない場合には、書面作成日から30日経過後に本契約は終了するものとします。
3. 当社が、当社と当社が再許諾権を受けている第三者との間の契約が終了するなど、ライセンスの付与を継続することが困難であると判断した場合、当社は、タクシー事業者等に対して通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 本契約が終了した場合、タクシー事業者等は、本件システムのライセンス及びそれに関連する全てのデータ並びに関連資料を廃棄するものとします。

以上

【別紙２】決済サービス利用規約

第１条（用語の定義）

1. 本決済サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとします。本規約において定義のない用語については、本利用規約等の定義に従うものとします。
 - (1) 「決済サービス」とは、当社が本規約に従い、本サービスに参加している事業者（運送サービス供給請負以外）に対して提供する、対象支払サービスを利用することによる運賃等の受領、提携収納代行会社を通じた運賃等の収納代行及び情報処理サービス並びにこれらに付随するサービスをいいます。
 - (2) 「決済サービス利用者」とは、本サービスを経由して事業者（運送サービス供給請負以外）にタクシーサービス等を注文し、その注文が事業者（運送サービス供給請負以外）より承諾された個人若しくは法人であって、当該注文に係る運賃等の支払方法として対象支払サービスを選択する者又は DiDi サービスによらず事業者（運送サービス供給請負以外）が提供する運送サービスを利用し、当該事業者（運送サービス供給請負以外）の車内で、当社所定の QR コードを対応端末で読み取り、当該運送サービスに係る運賃等の支払いをする者をいいます。
 - (3) 「タクシーサービス等」とは、本サービスを経由して注文された運送車両の配車又は自動車運転代行の依頼をいいます。
 - (4) 「提携収納代行会社」とは、当社が決済サービスを提供するにあたって提携する収納代行会社をいいます。
 - (5) 「対象支払サービス提供事業者等」とは、乗客に対して対象支払サービスを提供する事業者をいいます。
 - (6) 「対象支払サービス」とは、支払方法として選択することができるものであって、申込書「決済手数料」に定めるサービスをいいます。
 - (7) 「決済金額」とは、乗客が決済サービスを通じて支払うべき一切の金額（消費税込み）をいい、運賃等（決済サービス利用者が任意で支払うチップを事業者（運送サービス供給請負以外）とドライバーとの合意に基づき一旦当該事業者（運送サービス供給請負以外）が受領する場合には、当該チップも含みます。）を含みますが、これらに限りません。なお、当社に支払われるべきサービス利用料、乗客が、タクシーチケット・福祉チケットその他の現金と交換可能な支払手段を使用する場合、この決済金額には含まれません。
2. 本規約に定めのない事項については、本利用規約等の各条項が適用されるものとします。

第２条（申込み）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者（運送サービス供給請負以外）の申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 事業者（運送サービス供給請負以外）が虚偽の申告をした場合
 - (2) その他事業者（運送サービス供給請負以外）による決済サービスの利用が不相当と当社が判断した場合
2. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、申込み時に当社に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により当社に当該変更を通知するものとします。なお、事業者（運送サービス供給請負以外）が当該変更の通知を怠ったことにより、当社からの通知、送付書類等が延着又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、申込書及び前項により当社に通知された事項につい

て、当社ら提携収納代行会社に対して開示されることをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（決済サービスの利用）

1. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、決済サービスを本規約が定める目的の範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。但し、自家用車活用事業及び自動車運転代行業においては、事業者（タクシー・運転代行）は決済サービスを利用しなければなりません。
2. 本規約は、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、事業者（運送サービス供給請負以外）に対して、何らの処分又は使用を許諾するものではありません。
3. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、乗客に対して、取引の当事者は事業者等（運送サービス供給請負以外）と乗客であり、タクシーサービス等の販売又は提供に伴う権利義務は事業者（運送サービス供給請負以外）と当該乗客との間で発生することを明確に表示するとともに、乗客との間で予想されるトラブル等について一方的に乗客が不利にならないように取り計らい、事業者（運送サービス供給請負以外）と乗客の責任範囲について乗客が理解できるように明示しなければならないものとします。
4. 乗客との間で生じたタクシーサービス等の瑕疵、数量不足、その他に起因する紛争、及びタクシーサービス等に関するクレーム並びにアフターサービス等については、事業者（運送サービス供給請負以外）が自己の責任と費用をもってこれに対処しなければならないものとします。

第4条（資料提供等）

1. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、当社又は提携収納代行会社から決済サービスの運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 当社は、必要に応じて事業者（運送サービス供給請負以外）の事業所内に立ち入り、事業者（運送サービス供給請負以外）による本規約の遵守状況を監査することができるものとします。
3. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、当社と提携収納代行会社との間の契約に定める事項について、当社又は提携収納代行会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。

第5条（運賃等、決済手数料及びサービス利用料の支払い）

1. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、当社に対して、決済サービス利用者による決済サービス利用に基づく決済金額のうち、事業者（運送サービス供給請負以外）に支払われるべき運賃等について、代理受領する権限を付与するものとします。
2. 当社は、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対して、決済金額について、代理受領する権限を付与し、当社が提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等から、決済金額からそれぞれ定める手数料を控除した金額を受領することを、事業者（運送サービス供給請負以外）はあらかじめ承諾します。
3. 当社は、事業者（運送サービス供給請負以外）に対して、当社が受領した決済金額から申込書に記載の「サービス利用料」（消費税別途加算）及び「決済手数料」（消費税別途加算）、通信費用（消費税別途加算）及び備品購入費用（消費税別途加算）並びに損害金その他事業者（運送サービス供給請負以外）が当社に対して負う全ての債務を差し引いた金額を、申込書記載の支払日に振り込む方法により支払います。振込先は、振込先として事業者（運送サービス供給請負以外）が届け出た金融機関の口座とし、振込手数料は当社の負担としま

す。

4. 事業者（運送サービス供給請負以外）に支払われるべき運賃等の総額が、前項に基づき決済金額から控除されるべき金額の合計金額に満たない場合は、事業者（運送サービス供給請負以外）は当社が別途定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込む方法により支払わなければなりません。振込手数料は事業者（運送サービス供給請負以外）の負担とします。
5. 当社は、理由の如何を問わず、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等から事業者（運送サービス供給請負以外）に支払われるべき運賃等を受領していない場合には、事業者（運送サービス供給請負以外）に対して運賃等を支払う義務を負わないものとします（一部受領の場合、当社が決済サービス利用者から受領するその他の手数料等に優先的に充当されるものとします。）。
6. 当社は、クレジットカードの不正使用（クレジットカード保有者以外の第三者により不正に取得されたクレジットカードが使用された場合を含みますが、これに限りません。）により、クレジットカード保有者に運賃等が強制返金された場合、事業者（運送サービス供給請負以外）に対して運賃等を支払う義務を負わないものとし、事業者（運送サービス供給請負以外）は当社に対して当該強制返金がなかったものとみなして第3項に従った金額を支払うものとします。
7. 当社は、乗客又はドライバーによる本サービスの不正利用が認められる場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当該利用に係る事業者（運送サービス供給請負以外）に支払われるべき運賃等の内容について精査するために合理的に必要な期間、当該運賃等の支払いを保留することができるものとします。本項に定める精査の結果、当該ドライバーが不正利用に加担した又は重大な過失により当該不正利用を見過ごしたと認められた場合、当社は当該事業者（運送サービス供給請負以外）に対して当該運賃等を支払う義務を負わないものとします。
8. 事業者（運送サービス供給請負以外）の当社に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、当社は事業者（運送サービス供給請負以外）に対する何らの意思表示を要せず、第3項に基づき当社が事業者（運送サービス供給請負以外）に支払う運賃等から当該未払債務の額を相殺し差し引くことができるものとします。
9. 当社は、いかなる場合にも、受領済みのサービス利用料及び消費税相当額の返金を行わないものとします。
10. 決済サービス利用者がドライバーに対して任意で支払うチップを事業者（運送サービス供給請負以外）とドライバーとの合意に基づき一旦当該事業者が受領する場合には、当該事業者は、受領したチップ全額から法令により控除又は徴収が義務付けられる金額及び当該支払のために現実に発生した振込手数料相当額を控除した金額（なお、左記の控除を除き、管理手数料、事務手数料、システム利用料その他の名目のいかなるものを問わず、当社から受領したチップ全額から控除してはならないものとします。）を対象ドライバーに対して支払うものとします。また、当該事業者は、ドライバーから、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対して、チップを代理受領する権限を付与することの承諾を得るものとします。

第6条（領収書の取扱い）

1. 乗客が決済サービスを利用する場合及び決済サービスを利用しない場合のいずれの場合であっても、当社は事業者（運送サービス供給請負以外）に代わって運賃等及びサービス利用料を記載した領収書を、電子的な方法で乗客に交付することができるものとします。
2. 運賃等について、事業者（運送サービス供給請負以外）からも領収書が発行される場合で、事業者（運送サービス供給請負以外）が乗客に発行する領収書に収入印紙を必要とする場合、当該収入印紙の費用は事業者（運送サービス供給請負以外）の負担とします。

第7条（取引の取消等）

当社は、事業者（運送サービス供給請負以外）と乗客との間の取引が、取消、キャンセル、解除、その他の事由により消滅又は失効（以下「取消等」といいます。）した場合、当該取消等により生じた事業者（運送サービス供給請負以外）又は乗客の損害について一切の責任を負わないものとします。

第8条（購入記録の利用）

当社は、乗客のタクシーサービス等の注文に関する情報を決済サービス及び当社の提供するサービスの向上のために利用することができるものとします。

第9条（差別待遇の禁止）

事業者（運送サービス供給請負以外）は、対象支払サービスを運賃等の支払方法として指定し、有効に取引の申込みを行った乗客に対して、正当な理由なく当該申込みを拒絶したり、他の支払方法による支払いを要求したり、他の支払方法と異なる運賃等を請求するなど、乗客に不利になる差別的取扱いや乗客による対象支払サービスの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとします。

第10条（情報の取扱い）

1. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、本規約の内容、決済サービス及び本サービスの利用により知り得た当社又は提携収納代行会社の技術上、営業上その他の情報について、これを厳に秘密として管理し、当社の書面による事前の承諾なく第三者にこれらの情報を提供、開示又は漏洩せず、本規約に基づく債務の履行の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 事業者（運送サービス供給請負以外）は自己の責任に基づき前項に定める情報の管理を行い、当社又は提携収納代行会社から当該情報の破棄又は返却等の指示がある場合、速やかにこれに従うものとします。

第11条（賠償責任）

1. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、本規約に違反することにより、決済サービス又は本サービスの利用に関連して、当社又は提携収納代行会社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。
2. 事業者（運送サービス供給請負以外）は、本規約に違反することにより、決済サービス又は本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、全て事業者（運送サービス供給請負以外）の責任と費用のもとにこれを解決するものとし、当社及び提携収納代行会社に一切迷惑をかけないものとします。
3. 当社は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、決済サービスの変更、中止、中断、廃止その他本サービスに関する事由により事業者（運送サービス供給請負以外）が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、決済サービス以外の方法で運賃等が精算された場合、これによって生じたクレーム、損害等について一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、通信回線又は当社、提携収納代行会社若しくは対象支払サービス提供事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、決済サービスの運営の障害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（決済サービスの停止）

事業者（運送サービス供給請負以外）は、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供

事業者等による サーバ、ソフトウェア、その他の設備に係る点検、修理、補修、改良等、又は通信回線等の事 故、障害、その他当社がやむを得ないと判断した場合に、事前に事業者（運送サービス供給請負以外）に通知 されることなく本サービスの全部又は一部が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承 諾するものとします。なお、事業者（運送サービス供給請負以外）は当該停止につき当社、提携収納代行会社 又は対象支払サービス提供事業者等に対して損害の補償等を求めることはできないものとします。

第 13 条（契約終了に伴う措置）

1. 契約が終了した場合、事業者（運送サービス供給請負以外）は直ちに本サービスを利用し
クシーサービス等の販売、提供及び取引の誘引行為を中止するものとします。
2. 本契約終了以前に事業者（運送サービス供給請負以外）が乗客からタクシーサービス等の注文
けた取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとしま
す。
3. 第 10 条（情報の取扱い）、第 11 条（賠償責任）、本条（契約終了に伴う措置）は、本契約終
了後も有効に存続するものとします。
4. 本契約の終了にあたって、当社は事業者（運送サービス供給請負以外）に対して、設備投資、
費用負担、失利益その他事業者（運送サービス供給請負以外）に生じた損害について一切責任
を負わないものとします。

以上

【別紙3】

決済システム利用規約（運送サービス供給請負事業者）

第1条（定義）

本決済システム利用規約（以下「本規約」といいます。）において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとし、本規約において定義のない用語については、本サービスに係る利用規約の定義に従うものとします。

- (1) 「本件決済システム」とは、本利用規約第7条第3項に定める受注型企画旅行の依頼をした乗客による当社に対する旅行代金の支払いを行い、当社から運送サービス供給請負事業者に対する運送サービス供給請負業務対価を支払うための決済システムをいいます。
- (2) 「使用説明書」とは、本件決済システムの操作方法を説明する一切の文書及び資料をいいます。但し、当社が使用説明書について、修正又は変更等を行った場合には、修正又は変更等を行った後の使用説明書をいいます。
- (3) 「本件使用期間」とは、運送サービス供給請負事業者が本件決済システムを使用できる期間をいいます。

第2条（使用の範囲）

1. 当社は、運送サービス供給請負事業者に対し、本件使用期間中、個人的、非独占的、譲渡不能（本契約で別途権限を付与される場合を除きます。）かつ再許諾不能の以下の各号に掲げる権利を許し、運送サービス供給請負事業者はこれを受諾します。
 - (1) 授権した管理者に対して、本件決済システムへのアクセス権を付与する権利
 - (2) 本件決済システムを利用する権利（本件決済システム上で、運送サービス供給請負事業者の会社情報、車両情報の管理及び登録、ドライバー情報の管理及び登録、売上記録等を確認する権利を含みますが、これらに限りません。）
2. 運送サービス供給請負事業者は、本件決済システムのインストール及び操作に必要な適切なオペレーティングシステム、操作環境、ライセンス等及びハードウェアを自己の費用と責任で整備しなければならないものとします。

第3条（禁止事項）

1. 本契約により明確に別途授権される場合を除き、運送サービス供給請負事業者は、本件決済システムの全部又はその一部の複製、修正、再許諾、販売、配布、移転、改ざん、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、ソースコードの引き出し・取得を行い、又はこれらを試みてはならないものとします。
2. 運送サービス供給請負事業者は、本件決済システムの全部又はその一部を組み込んだ二次的著作物を修正、改良、又は作成してはならないものとします。
3. 運送サービス供給請負事業者は、第三者に対する商業タイムシェアリング、レンタル、シェア、又はサービスを営む目的で本件決済システムを利用してはならないものとします。
4. 運送サービス供給請負事業者は、本件決済システムに添付され、含まれ、又は内蔵される著作物の表示、商標、ロゴ、その他の所有権又は制限の表示（以下「所有権の表示等」と総称します。）若しくは履歴を除去及び／又は改変してはならないものとします。
5. 運送サービス供給請負事業者は、本件決済システム及び当社が作成又は提供する資料等の全部又は一部に表示された所有権の表示等を複製又は複製してはならないものとします。

第4条（資料提供等）

1. 運送サービス供給請負事業者は、当社から決済システムの運用に必要となる情報、資料等供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 当社は、必要に応じて運送サービス供給請負事業者の事業所内に立ち入り、運送サービス供給請負事業者による本規約の遵守状況を監査することができるものとします。

第5条（決済方法）

1. 当社は、運送サービス供給請負事業者に対し、当社から運送サービス供給請負事業者に対する運送サービス供給請負業務対価から端末通信費用（消費税別途加算）及び備品購入費用（消費税別途加算）並びに損害金その他運送サービス供給請負事業者が当社に対して負う全ての債務を差し引いた金額を、申込書記載の支払日に振り込む方法により支払います。振込先は、振込先として運送サービス供給請負事業者が届け出た金融機関の口座とし、振込手数料は当社の負担とします。
2. 運送サービス供給請負事業者に支払われるべき運送サービス供給請負業務対価の総額が、前項に基づき運送サービス供給請負業務対価から控除されるべき金額の合計金額に満たない場合は、運送サービス供給請負事業者は当社が別途定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込む方法により支払わなければなりません。振込手数料は運送サービス供給請負事業者の負担とします。
3. 当社は、理由の如何を問わず、乗客から当社に支払われるべき旅行代金を受領していない場合には、運送サービス供給請負事業者に対して運送サービス供給請負業務対価を支払う義務を負わないものとします（一部受領の場合、第1項に基づき控除されるべき端末通信費用等を控除した金額のみを支払うものとします）。
4. 当社は、クレジットカードの不正使用（クレジットカード保有者以外の第三者により不正に取得されたクレジットカードが利用された場合を含みますが、これに限りません。）により、クレジットカード保有者に旅行代金が強制返金された場合、運送サービス供給請負事業者に対して運送サービス供給請負業務対価を支払う義務を負わないものとし、運送サービス供給請負事業者は当社に対して当該強制返金がなかったものとみなして第2項に従った金額を支払うものとします。
5. 当社は、乗客又はドライバーによる本サービスの不正利用が認められる場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当該利用に係る運送サービス供給請負事業者に支払われるべき運送サービス供給請負業務対価の内容について精査するために合理的に必要な期間、当該運送サービス供給請負業務対価の支払いを保留することができるものとします。本項に定める精査の結果、当該ドライバーが不正利用に加担した又は重大な過失により当該不正利用を見過ごしたと認められた場合、当社は当該運送サービス供給請負事業者に対して当該運送サービス供給請負業務対価を支払う義務を負わないものとします。
6. 運送サービス供給請負事業者の当社に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、当社は運送サービス供給請負事業者に対する何らの意思表示を要せず、第1項に基づき当社が運送サービス供給請負事業者に支払う運送サービス供給請負業務対価から当該未払債務の額を相殺し差し引くことができるものとします。
7. 乗客がドライバーに対して任意で支払うチップを運送サービス供給請負事業者とドライバーとの合意に基づき一旦当該運送サービス供給請負事業者が受領する場合には、当該運送サービス供給事業者は、受領したチップ全額から法令により控除又は徴収が義務付けられる金額及び当該支払のために現実発生した振込手数料相当額を控除した金額（なお、左記の控除を除き、管理手数料、事務手数料、システム利用料その他の名目のいかなを問わず、当社から受領したチップ全額から控除してはならないものとします。）を対象ドライバーに対して支払うものとします。また、当該運送サービス供給請負事業者は、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対して、当該チップを代理受領する権限を付与するものとし、対象ドライバーから、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対して、チップを代理受領する権限を付与することの承諾を得るものとします。

第6条（使用期間及び解除）

1. 本件使用期間は、申込書又は申込書その他の文書等にて別途定めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、両当事者が本契約を終了することに書面で合意した場合、当該書面に記載された本契約終了日に本契約は終了するものとします。当該書面に本契約終了日の記載がない場合には、書面作成日から30日経過後に本契約は終了するものとします。
3. 当社が、当社と当社がサブライセンス権を受けている第三者との間の契約が終了するなど、本件決済システムの使用の許諾を継続することが困難であると判断した場合、当社は、運送サービス供給請負事業者に対して通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 契約が終了した場合、運送サービス供給請負事業者は、本件決済システム及びそれに関連する全てのデータ並びに関連資料を廃棄するものとします。

第7条（情報の取扱い）

1. 運送サービス供給請負事業者は、本規約の内容、本件決済システム及び本サービスの利用により知り得た当社の技術上、営業上その他の情報について、これを厳に秘密として管理し、当社の書面による事前の承諾なく第三者にこれらの情報を提供、開示又は漏洩せず、本規約に基づく債務の履行の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 運送サービス供給請負事業者は自己の責任に基づき前項に定める情報の管理を行い、当社から当該情報の破棄又は返却等の指示がある場合、速やかにこれに従うものとします。

第8条（賠償責任）

1. 運送サービス供給請負事業者は、本規約に違反することにより、本件決済システム又は本サービスの利用に関連して、当社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。
2. 運送サービス供給請負事業者は、本規約に違反することにより、本件決済システム又は本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、本利用規約等で別段の定めがある場合を除き、全て運送サービス供給請負事業者の責任と費用のもとにこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
3. 当社は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、本件決済システムの変更、中止、中断、廃止その他本サービスに関する事由により運送サービス供給請負事業者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、通信回線又は当社の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、本件決済システムの運営の障害について一切の責任を負わないものとします。

第9条（本件決済システムの停止）

運送サービス供給請負事業者は、当社によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備に係る点検、修理、補修、改良等、又は通信回線等の事故、障害、その他当社がやむを得ないと判断した場合に、事前に運送サービス供給請負事業者へ通知されることなく本サービスの全部又は一部が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、運送サービス供給請負事業者は当該停止につき当社に対して 損害の補償等を求めることはできないものとします。

第10条（契約終了に伴う措置）

1. 本契約終了以前に当社と乗客の間に旅行契約が締結され、運送サービス供給請負事業者が運送サービス供給を請け負った取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとします。

2. 第7条（情報の取扱い）、第8条（賠償責任）、本条（契約終了に伴う措置）は、本契約終了後も有効に存続するものとします。
3. 本契約の終了にあたって、当社は運送サービス供給請負事業者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他運送サービス供給請負事業者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

以上